

富山市 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程

新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るとともに効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めることを目的として、公共施設等の整備等に多様な PPP/PFI 手法を導入するための優先的検討規程を次のように定める。

1 目的

本規程は、優先的検討を行うに当たって必要な手続を定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、市民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 定義

本規程において、「優先的検討」とは、本規程に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討することをいう。

3 優先的検討の対象とする事業

次の一及び二に該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象とする。ただし、民間の参画意欲が高い事業や、民間ノウハウの活用効果が特に期待される事業については、次の二に該当しない場合であっても、優先的検討の対象とする。

- 一 次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術力を活用する効果が認められる公共施設整備事業
 - イ 建築物又はプラントの整備等に関する事業
 - ロ 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業
- 二 次のいずれかの事業費基準を満たす、延床面積 300 m²以上の公共施設整備事業
 - イ 施設建設等にかかる事業費が 10 億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）
 - ロ 単年度の事業費が 1 億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）

なお、災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業については、優先的検討の対象から除くものとする。

4 適切な PPP/PFI 手法の選択

一 採用手法の選択

市は、優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、次の「二 簡易な検討」又は「三 詳細な検討」に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、

当該事業の品質確保に留意しつつ、複数の手法のうち最も適切な PPP/PFI 手法（以下「採用手法」という。）を検討するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

なお、本規程の対象とする PPP/PFI 手法は次に掲げるものとする。

イ 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法	公共施設等運営権方式 指定管理者制度 包括的民間委託 O（運営等 Operate）方式
ロ 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法	BTO 方式（建設 Build-移転 Transfer-運営等 Operate） BOT 方式（建設 Build-運営等 Operate-移転 Transfer） BOO 方式（建設 Build-所有 Own-運営等 Operate） DBO 方式（設計 Design-建設 Build-運営等 Operate） RO 方式（改修 Rehabilitate-運営等 Operate） ESCO
ハ 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法	BT 方式（建設 Build-移転 Transfer）（民間建設買取方式） 民間建設借上方式及び特定建築者制度等（市街地再開発事業の特定建築者制度、特定業務代行制度及び特定事業参加者制度並びに土地区画整理事業の業務代行方式をいう。以下同じ。）

二 簡易な検討（費用総額の比較による評価）

市は、別紙 1 及び別紙 2 の PPP/PFI 手法簡易定量評価調書等により、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

- (1) 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- (2) 公共施設等の運営等の費用
- (3) 民間事業者の適正な利益及び配当
- (4) 調査に要する費用
- (5) 資金調達に要する費用
- (6) 利用料金収入

なお、簡易な検討に当たっては、無用な調査に要する費用を削減するため、専門的な外部コンサルタントに委託せずに、庁内で先行事例や類似施設の経費を参考に費用総額を算出することとする。

また、費用総額の算出の前提条件は、「6 民間提案等」によって得られた客観的に適切だと認められる内容も活用する。

その他、採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる、費用総額の比較による評価以外の方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

三 詳細な検討（幅広い専門的な観点からの評価）

市は、「二 簡易な検討」において採用手法の導入に適しないと評価されたもの以外の公共施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

四 簡易な検討及び詳細な検討の省略

市は、当該事業の同種の過去の事例の実績に照らす等により、採用手法の導入が適切であると認められる場合は、「二 簡易な検討」及び「三 詳細な検討」を経ることなく、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

5 検討体制

優先的検討に当たっては、その公共施設整備事業を所管する事業担当課が主体となって進めることとするが、全庁統一的な観点から行政経営課が調整を図るとともに、外部有識者の視点から PPP 事業の専門性・客観性を確保する附属機関の設置などにより、適正かつ円滑に進めることとする。

一 行政経営課による調整

行政経営課は、公共施設整備事業の発案段階から、優先的検討の一連の手順が終了するに至るまで、全庁統一的な検討条件や判断基準を確保する観点から事業担当課を支援するものとする。

二 富山市 PPP 事業手法検討委員会による判定

市は、全庁統一的な専門性の高い観点から優先的検討に取り組むための体制として、PPP に関する学識経験者で構成する「富山市 PPP 事業手法検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置する。

なお、検討委員会の所掌する事務については、次に掲げる事項とする。

- イ 「3 優先的検討の対象とする事業」に該当するかどうかの判定に対する助言
- ロ 4「一 採用手法の選択」の支援
- ハ 4「二 簡易な検討」や4「三 詳細な検討」の結果の検証
- ニ その他、特に専門性の高い業務への助言

6 民間提案等

一 リストの公表

PPP/PFI 手法による公共施設整備事業は、発案段階から、民間企業の創意工夫やノウハウを取り入れながら、民間事業者が参画可能となる案件を形成する必要があることから、民間事業者への事業情報の提供などを目的として、優先的検討の対象にすると判定された事業リストを公表する。

二 民間提案への対応

市は、一の事業リストに対する民間事業者からの公共施設整備事業に関する提案を積極的に取り入れながら、採用手法の検討に反映させることとする。

三 個別対話

市は、地元企業のPPPに関する知識・技術取得と事業参画に向けた競争力強化を目的に設置した「とやま地域プラットフォーム」において、一の事業リストに関する市と民間事業者の相互理解を深める機会の創出も目的として、個別対話を実施することとする。

7 評価結果の公表

一 簡易な検討の結果の公表

イ 費用総額の比較による評価の結果の公表

市は、4二の費用総額の比較による評価の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

- (1) PPP/PFI手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項 PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
- (2) PPP/PFI手法簡易評価調書の内容 入札手続の終了後等適切な時期

二 詳細な検討の結果の公表

市は、4三の詳細な検討の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

- イ PPP/PFI手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項 PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
- ロ PPP/PFI手法簡易評価調書の内容（4二の詳細な検討の結果を踏まえて更新した場合は当該更新した後のもの） 入札手続の終了後等適切な時期

PPP/PFI 手法簡易定量評価調書

	従来型手法 (公共施設等の管理者等が自ら整備 等を行う手法)	採用手法 (候補となる PPP 手法)
整備等(運営等 を除く。)費用		
<算出根拠>		
運営等費用		
<算出根拠>		
利用料金収入		
<算出根拠>		
資金調達費用		
<算出根拠>		
調査等費用		
<算出根拠>		
税金		
<算出根拠>		
税引後損益		
<算出根拠>		
合計		
合計(現在価 値)		
財政支出削減率		
その他 (前提条件等)		

PPP/PFI 手法簡易定量評価調書記載の根拠

(1) 従来型手法による場合の費用（PSC）の算定根拠

公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	
公共施設等の運営等の費用	
民間事業者の適正な利益及び配当	
調査に要する費用	
資金調達に要する費用	
利用料金収入	

(2) 採用手法を導入した場合の費用の算定根拠

公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	
公共施設等の運営等の費用	
利用料金収入	
資金調達に要する費用	
調査に要する費用	
税金	
民間事業者の適正な利益及び配当	

(3) その他の仮定

事業期間	
割引率	